

LEGAL QUEST『民法VI 親族・相続〔第7版〕』
民法改正・最新判例補遺

令和6（2024）年10月

「令和6年民法改正の概要」および「相続回復請求権と取得時効に関する最新判例」を本書刊行（本年3月）後の補遺として紹介する。

後述のとおり、本年5月、子の監護や離婚後の親権等に関する民法改正が成立した。本書は、校正時に公表されていた「要綱案」の概要を巻末（本書464頁以下）で解説したが、以下では、ポイントとなる条文や附則をも引用しながら改正法の概要を紹介する。

また、本書校正後、相続回復請求権に対し取得時効を抗弁として主張しうるか（本書377頁）に関する注目される新判例（最判令和6・3・19判タ1523号93頁）が登場したので、併せて紹介する。

令和6年民法改正の概要

I 改正の経緯（本書464頁～467頁参照）

令和3（2021）年3月、法務省法制審議会家族法制部会は、「離婚及びこれに関連する制度の見直し」の検討に着手した。

令和6（2024）年2月、同部会は、子の監護に関する事項（改正前766条）や離婚後の親権（改正前819条）などの改正について「要綱案」を取りまとめた。同月、法制審議会総会は、「要綱案」を踏まえた「要綱」を法務大臣に答申した。

同年3月、内閣は、第213回国会（常会）に「民法等の一部を改正する法律案」を提出した。衆議院における審議で修正案として、附則17条～19条が追加された。同年5月17日、同法案は参議院で可決され成立した。同月24日、「民法等の一部を改正する法律」が公布された（令和6年法律33号）。

なお、改正後の条文は、既に、『ポケット六法 令和7年版』（本年9月刊行）等に掲載されている。

II 施行日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行」される（附則1条本文）。施行日は、令和8（2026）年4月1日になると思われる。

なお、改正法の施行後5年を目途として、「父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等」について見直しを行うとされる（附則19条2項）。

III 主な改正点

1 親の責務等に関する規律の新設

（1）生活保持義務の明文化

第4編 親族／第3章 親子／第2節 養子の後に「第3節 親の責務等」が新設され、817条の12が追加された。

(親の責務等)

第 817 条の 12① 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

② 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

(引用条文中の下線は筆者による。以下同様)

同条 1 項の「父母は、……その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」は、いわゆる「生活保持義務」の明文化である (本書 228 頁参照)。

また、同条 2 項は、いわゆる訓示的規定と解される (730 条、本書 26 頁参照)。

(2) 親権の原則規定の改正

818 条 1 項を改正し、親権は未成年の子の利益のために行使されるべき旨を明記した。平成 23 (2011) 年に既に改正された 820 条等と平仄が一致した。

2 親権・監護等に関する改正

(1) 離婚等の場合の親権者 (共同親権の導入)

協議離婚の場合、父母の協議で離婚後の親権者を父母の「双方又は一方」と定めることができるとした。いわゆる「離婚後共同親権制度」の導入である (本書 109~110 頁参照)。

この点について、国会審議では、例えば、夫婦間に DV があり、早く離婚したいがために、離婚後共同親権が真意に基づかず選択されるような事態に対する懸念が示され、それに対応するために、附則 19 条 1 項が追加された。

(離婚又は認知の場合の親権者)

第 819 条① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

附則

(検討)

第 19 条① 政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における**新民法第 819 条第 1 項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置**について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

裁判上の離婚では、裁判所が父母の「双方又は一方」を親権者と定める (改正後 819 条 2 項)。双方とするか、一方とするかの判断基準の規定が新設された (改正後 819 条 7 項)。「子の心身に害悪を及ぼすおそれ」や父母間で「身体に対する暴力」などが生ずるおそれがある場合には、裁判所は単独親権とすべきとされる (同項 1 号・2 号)。

嫡出でない子の親権について、重要な改正が行われた (本書 183 頁参照)。改正前は原則的に母が親権者、例外的に父を親権者に変更可能とされていたところ、父から認知された子について、父母の双方を親権者とすることが可能になった (改正後 819 条 4 項ただし書)。これにより、内縁夫婦間の子について、夫婦による共同親権が可能となる。

親権者変更の申立権者に「子」が追加され (改正後 819 条 6 項)、同変更の判断基準が精緻化された (同条 8 項)。

なお、改正法は、原則として、「施行前に生じた事項にも適用」される（附則2条）。つまり、改正前に単独親権とされた事件について、改正法施行後に共同親権への変更を求めることが可能となっている。

（2）親権の行使方法

婚姻中は（従来通り）原則共同親権であり、さらに、離婚後も共同親権が可能になったことから、親権者による親権の行使方法について、ルールの明確化が図られた（改正後 824 条の 2）。

国会審議では、改正後 824 条の 2 第 1 項の「急迫の事情」、ならびに、同条 2 項の「日常の行為」が必ずしも明確でなく、混乱や紛争を生じさせるとの懸念が示された。そこで、附則 18 条が追加されることとなった。今後、法務省が、インターネットやパンフレットなどを通じて、「急迫の事情」や「日常の行為」について、周知を行うこととなる。

（親権の行使方法等）

第 824 条の 2① 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

- 一 その一方のみが親権者であるとき。
- 二 他の一方が親権を行うことができないとき。
- 三 子の利益のため急迫の事情があるとき。

② 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

③ 特定の事項に係る親権の行使（第 1 項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

附則

（周知）

第 18 条 政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第 819 条各項の規定による親権者の定め方、新民法第 824 条の 2 第 1 項第 3 号の急迫の事情の意義、同条第 2 項の監護及び教育に関する日常の行為の意義その他の改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について、国民に周知を図るものとする。

なお、法務省の立案担当者による整理は下表の通りである（北村治樹＝廣瀬智彦「民法等の一部を改正する法律（家族法制の見直し）の概要」家判 51 号 4 頁以下）。

「急迫の事情」の例	入学試験の結果発表後の入学手続を一定期間にすべき場合、DV・虐待からの避難、緊急の医療行為など
「日常の行為」の例	習い事、高校生のアルバイトの許可、通常の医療行為・ワクチン接種など
「日常の行為」でない行為の例	私立小学校・私立中学校への入学、高校への進学、長期間の海外留学、高校中退、子の転居、重大な医療行為

（3）監護者の権利義務の明確化

離婚後の共同親権が可能となったため、離婚後、父母がそれぞれ子を監護する場合が生じる。そこで、「監護の分掌」について定めることができたとした（改正後 766 条 1 項）。

従来、監護者については、権利義務が明確でなかったところ、820 条から 823 条までの事項について、「親権を行う者と同一の権利義務を有する」とした（改正後 824 条の 3 第 1 項）。

3 養育費に関する改正

養育費については、父母間での取り決めが低水準にとどまること、また、取り決めがある場合でもしばしば不履行となってしまうことへの対応として、平成 15 (2003) 年以降、履行確保を目的とした民事執行法の改正が繰り返されたものの、効果は不十分であった(本書 105 頁)。

今回、生活保持義務の明文化(前述 1 (1))、先取特権の付与(後述 (1))、法定養育費の創設(後述 (2))、手続法の整備(後述 (3))が行われ、養育費の確保のための整備が行われた。

(1) 先取特権の付与

一般先取特権に「子の監護の費用」を追加する(改正後 306 条 3 号)。その金額を定めるにあたっての要件を明確にする(改正後 308 条の 2)。一般先取特権とする意味は、債権者(例えば母)が、債務名義(公正証書、確定判決等)を有しない場合でも、債務者(例えば父)の総財産から他の債権者に優先して弁済を受けられるようにする点にある。

(2) 法定養育費の創設

養育費の取り決めがなされていない場合に、権利者(例えば母)は、義務者(例えば父)に対して、法務省令で定める一定金額の支払いを請求することができる(改正後 766 条の 3 第 1 項)。義務者による支払拒絶(同項ただし書)、支払の免除・猶予(同条 3 項)についても定める。

(3) 養育費の執行手続

父母の収入・資産の情報開示手続(改正後家事 152 条の 2 第 1 項、改正後人訴 34 条の 3)など、手続き面についても整備がされた。

(4) 啓発活動の実施

国会審議の結果、養育費を始めとする改正後 766 条 1 項等の事項について、父母に啓発活動を行う旨の附則 17 条が追加された。

附則

(啓発活動)

第 17 条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(次条及び附則第 19 条第 2 項において「改正後の各法律」という。)の円滑な施行のため、新民法第 766 条第 1 項又は第 2 項(これらの規定を新民法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。)の規定により子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 「親子交流」等

(1) 「面会及びその他の交流」から「(親子)交流」へ

766 条 1 項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」を「父は又は母と子との交流」に改正した。この交流は「親子交流」と称される(前掲・北村=廣瀬 7 頁参照)。

そして、817 条の 13 を新設し、「親子交流」について定める場合のルールを明確化した。

(2) 親子交流の試行的実施

父母で紛争となったために、別居している親子間で交流が長期間行われない状態となることは、必ずしも子の利益とはならない。そこで、調停等の手続中であっても、施行的に親子交流を実施し

て、子の状態について調査を行い、その結果を調停等の結論に活用すべきと考えられる。従来から、家庭裁判所の実務で一定程度行われてきた、親子交流の試行的実施について、明文規定化が行われた（改正後家事 152 条の 3、改正後人訴 34 条の 4）。

（3）父母以外の親族と子との交流

最決令和 3・3・29 判時 2535 号 29 頁では、祖父母が孫との「面会」を求めたところ（改正前 766 条 1 項類推適用）、最高裁は、法令上の根拠が存在しないとして斥けた（本書 106 頁・189 頁）。

そこで、「父母以外の親族と子との交流」についての規定が整備された（改正後 766 条の 2、改正後 817 条の 13）。

父母以外の親族の範囲は、原則として、子の「直系尊属」と「兄弟姉妹」であり（改正後 766 条の 2 第 2 項 1 号）、例外的に過去に子を監護していた親族も含まれる（同項 2 号）。例えば、おじ・おばが幼少期に子を監護していたような場合には、当該おじ・おばも子との交流が可能となる。

5 その他

（1）未成年者を対象とする普通養子縁組

共同親権化を前提に、代諾縁組について、父母の同意が得られない場合の家裁の関与を新設した（改正後 797 条 3 項）。

養子の親権者について、転縁組が行われた場合に、直近の縁組の養親が親権者である旨（改正後 818 条 3 項 1 号）、連れ子養子の場合に、連れ子の実親と養親の双方が親権者である旨（同項 2 号）を明確にした。

（2）財産分与（本書 97～99 頁参照）

財産分与の期間制限（除斥期間と解されている）が 2 年から 5 年に伸長された（改正後 768 条 2 項）。また、家庭裁判所が財産分与について定める場合の考慮要素が精緻化されるとともに、平成 8 年民法改正要綱で提案されていたいわゆる「2 分の 1 ルール」が明文化された（同条 3 項）。

（3）夫婦間の契約の取消権（本書 65 頁参照）

夫婦間の契約の取消権について定める 754 条が削除された。平成 8 年民法改正要綱の実現である。

（4）精神病離婚の削除（本書 92～94 頁参照）

離婚原因（770 条 1 項）から、改正前 4 号（回復の見込みのない強度の精神病）が削除され、改正前同項 5 号が、改正後 4 号に繰り上げられた。これも、平成 8 年民法改正要綱の実現である。

《参考文献》

法務省の立案担当者によるものとして、

- ・北村治樹ほか『民法の一部を改正する法律』の概要」民事月報 79 巻 7 号 8 頁（2024 年 7 月）
- ・北村治樹＝廣瀬智彦「民法等の一部を改正する法律（家族法制の見直し）の概要」家判 51 巻 4 頁（2024 年 8 月）
- ・北村治樹「改正民法（家族法制）の概要」法律のひろば 77 巻 5 号 6 頁（2024 年 10 月）がある。

相続回復請求権と取得時効に関する最新判例 ——最判令和6・3・19判タ1523号93頁

真正相続人Xの相続回復請求の相手方である表見相続人Yは、Xの有する相続回復請求権の消滅時効完成前であっても、Xが相続した財産の所有権を時効により取得しうるか（Yは取得時効の抗弁を主張しうるか）。これを肯定する新判例が出た。

(i) 戦前の明治民法下の大審院判例は、相続回復請求権の規定のほうがいわば特別法として優先適用されると解して、表見相続人による時効取得を否定していた（取得時効否定説。大判明治44・7・10民録17輯468頁〔遺産相続〕、大判昭和7・2・9民集11巻192頁〔家督相続〕）。

これに対し、戦前から、第三者との関係も考え、相続財産の関係を一般の場合より迅速に確定しようとする相続回復請求権の規定の趣旨からは、一般の時効でさらに迅速に確定し得る場合には時効によるべきだとする有力な批判があった。さらに近時の学説では、相続回復請求権（884条）と取得時効（162条）の制度は別個独立であるなどとして、表見相続人による時効取得を認める立場（取得時効肯定説）が支配的であり、上記の大審院判例は今日維持されるべきものか疑わしいとされていた。

(ii) そのような中、最判令和6・3・19判タ1523号93頁は、相続回復請求の相手方である「表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができる」という、最高裁として初めての判断を示した。

本件を単純化すれば、①唯一の法定相続人A（被相続人の養子）が単独相続したものとすべて相続財産を10年以上占有管理等して不動産について相続登記をしていたところ、②AおよびBC（被相続人の甥）にそれぞれ3分の1の割合で包括遺贈する旨の自筆証書遺言がBの下で明らかになって、③包括受遺者として相続人と同一の権利義務を有する（990条）BCの相続回復請求が問題となった事案である。

最高裁は、前記判旨に続き「包括受遺者が相続回復請求権を有する場合であっても異なるものではない」とした上で、（相続不動産の共有持分権に関する）BCの相続回復請求に対し、（指定相続分の3分の1を超える限度で表見相続人にあたる）Aによる時効取得を認めた。そのメインとなる理由は以下のとおりである。

「民法884条が相続回復請求権について消滅時効を定めた趣旨は、相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期かつ終局的に確定させることにある〔最大判昭和53・12・20民集32巻9号1674頁参照〕ところ、上記表見相続人が同法162条所定の時効取得の要件を満たしたにもかかわらず、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成していないことにより、当該真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられると解することは、上記の趣旨に整合しないものというべきである。」

(iii) なお、取得時効肯定説をとる学説には、もし取得時効否定説（＝884条優先適用説）をとるならば、前掲最大判昭和53・12・20（本書372頁以下参照）の善意かつ合理的事由のある（884条が適用される）共同相続人たる表見相続人には取得時効の適用が否定され、悪意または合理的事由がない（884条が適用されない）共同相続人たる表見相続人には取得時効の適用が肯定されるという、不均衡が生ずることを理由に挙げるものがある。

しかし、最判昭和54・4・17判時929号67頁は、単独相続したと信ずる合理的事由がない共同相続人について単独の自主占有による取得時効の適用を否定しているので、あまり理由にならない。前掲最判令和6・3・19も、この点を理由にしていない。